

新旧対照表

【分類例規（昭和62年12月23日蔵閣第1299号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後		改正前	
2009.90	1. 混合ジュース		(新規)
	<p>関税率表第2009.90号において、果汁、野菜ジュース及びその他のもの（ココナッツジュース）のうち2種類以上のものから成るものについては、次のとおり分類する。</p> <p>① 果汁が最大の重量を占めるものは、同表第2009.90号-1「果汁を主成分とするもの」に分類する。</p> <p>② 野菜ジュースが最大の重量を占めるものは、同表第2009.90号-2「野菜ジュースを主成分とするもの」に分類する。</p> <p>③ その他のもの（ココナッツジュース）が最大の重量を占めるものは、同表第2009.90号-3「その他のもの」に分類する。</p> <p>最大の重量を占めるものの決定において、複数の果汁又は野菜ジュースから成るものについては、同じ種類のものを合計するものとする。</p> <p>なお、果汁、野菜ジュース及びその他のもの（ココナッツジュース）のうち最大重量を占めるものが2種類以上ある場合には、等しく考慮に値する税細分のうち数字上の配列において最後となる細分に分類する。</p> <p>具体例は以下のとおり。</p> <p>例1：りんご果汁50%及びにんじんジュース50%から成るもの 果汁及び野菜ジュースを50%ずつ含有し、最大の重量を占めるものが2種類あるため、等しく考慮に値する税細分のうち数字上の配列において最後となる同表第2009.90号-2に分類する。</p> <p>例2：みかん果汁30%、りんご果汁30%及びほうれんそうジュース40%から成るもの 果汁が合計60%となるため、果汁が最大の重量を占めるものとして同表第2009.90号-1に分類する。</p> <p>例3：レモン果汁48%、にんじんジュース48%及びココナッツ</p>		

新旧対照表

【分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵関第 1299 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

	改正後	改正前
2208.30	<p><u>ジュース 4 %から成るもの</u> <u>果汁及び野菜ジュースを 48%ずつ含有し、最大の重量を占めるものが 2 種類あるため、等しく考慮に値する税細分のうち数字上の配列において最後となる同表第 2009.90 号-2 に分類する。</u></p> <p><u>1. ウイスキー</u></p> <p>ウイスキーは、一般的に、大麦、ライ麦、とうもろこし等の穀類を、発芽した穀類由来の 酵素により糖化し、酵母によって発酵させ、蒸留したものをたるの中で熟成させたものであり、産地又は原料により種々の名称が存在し、その名称の例は、以下のとおりである。</p> <p>(1) バーボンウイスキー：アメリカンウイスキーの一一種で、とうもろこし又はとうもろこしとライ麦を原料とするウイスキーをいい、米国の法律の定義では、もろみの原料中とうもろこしの量が 51% を下らないもので、焦がしたオーク材 (charred oak) のたるの中での貯蔵その他の方法により着色したものをいう（着色してないものは、コーンウイスキーと呼ばれる。）こととされている。</p> <p>ジャックダニエル等のテネシーウイスキーも、バーボンウイスキーに含まれる。</p> <p>(2) ライウイスキー：もろみがライ麦又はライ麦ととうもろこしから成るウイスキーで、米国の法律の定義では、ライ麦の比率が 51% を下らないことが条件となっている。</p> <p>上記以外に、スコッチウイスキー、アイリッシュウイスキー、カナディアンウイスキー等と呼ばれるものがある。</p>	<p><u>2208.30</u></p> <p><u>1. バーボンウイスキー及びライウイスキー</u></p> <p>(1) バーボンウイスキー：とうもろこし又はとうもろこしとライ麦を原料とするウイスキーをいい、米国の法律の定義では、もろみの原料中とうもろこしの量が 51% を下らないもので、焦がしたオーク材 (charred oak) のたるの中での貯蔵その他の方法により着色したものをいう（着色してないものは、コーンウイスキーと呼ばれる。）こととされている。</p> <p>(2) ライウイスキー：もろみがライ麦又はライ麦ととうもろこしから成るウイスキーで、米国の法律の定義では、ライ麦の比率が 51% を下らないことが条件となっている。</p> <p>(注) バーボンウイスキー及びライウイスキーは、次の (A) 及び (B) の要件をともに満たした場合に協定税率の適用の対象となる。</p> <p>(A) 内容品がバーボンウイスキー又はライウイスキーであることを表示するラベルが張り付けてあること。</p> <p>(B) 当該内容品がバーボンウイスキー又はライウイスキーであることが原産国の政府又は政府代行機関により真正であると証明されていること。</p> <p>アメリカ合衆国原産のものについての実際上の取扱いは次による。</p> <p>(イ) バーボンウイスキーについては、容器に内容品がバーボンウイスキーであることを示す販売用ラベルが張り付けられており、かつ、申告貨物に係る Certificate of authenticity (Form 5110.42) (Bureau of Alcohol, Tobacco and Firearms から発給された真正バーボンウイスキー証明書) が提出された場合に、上記 (A) 及</p>

新旧対照表

【分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵関第 1299 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後		改正前	
95.03 項	<p>1. <u>人形の判断基準</u></p> <p>関税率表第 95.03 項に分類される人形と材質によってそれぞれ該当する項に分類される装飾用置物のいずれに該当するかの判断が困難な場合は、以下の点を考慮して判断するものとする。</p> <p>(削除)</p>	95.03 項	<p>び（B）に該当するものとして、協定税率を適用する。</p> <p>(口) ライウイスキーについては、容器に内容品がライウイスキーであることを示す販売用ラベルが張り付けられており、かつ、そのラベル又は別個のラベルに内容品がアメリカ合衆国政府又は同政府代行機関の監督又は取締りの下で容器に詰められたことを示す記載がある場合に、上記（A）及び（B）に該当するものとして、協定税率を適用する。</p> <p>なお、上記にいうラベルは、その材質、形状並びに張り付ける位置及び方法のいかんを問わない。</p> <p><u>2. テネシーウイスキーの取扱いについて</u></p> <p>現在、原産国の政府等の証明書が添付されていないジャックダニエル等のテネシーウイスキーについては、税番 2208.30 号-3-（1）又は 2208.30 号-3-（2）の「その他のウイスキー」としているところであるが、別添様式の証明書が添付され、かつ、容器にテネシーウイスキーである旨の表示がなされているものについては、税番 2208.30 号-1 の「バーボンウイスキー」として取り扱われたい。</p> <p>(表省略)</p> <p>1. <u>Chinese plaster doll</u></p> <p>本品は石膏（こう）を材料として曲芸をする幼児、楽器を鳴らす幼児等各種姿態の幼児を形作り、民族衣裳等を極彩色に塗り上げたもので、その大きさは 3 センチメートル～ 8 センチメートルである。本品は、幼児の容姿、表情等にかわいらしさが強調されている点、寸法がマスコット的である点、美しく彩色され、婦女子に専用のものであると認められる点等を考慮して、一種の装飾用の人形として、第 95.03 項の人形に属するのが適当である。</p> <p>なお、人形（95.03）又は装飾的置物（材料別製品の項）のい</p>
	2208.30		

新旧対照表

【分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵関第 1299 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

	改正後	改正前
95.03 項	<p>(a) (省 略) (削 除)</p> <p>(b) (省 略)</p> <p><u>(c) 人体の大部分（象形化した手足を含む。）を模したもので、かつ、(a) 及び (b) に掲げる特徴を有するもの</u></p> <p>3. 玩具と身辺用模造細貨類の判断基準</p> <p>関税率表第 95.03 項に分類される玩具と同表第 71.17 項に分類される身辺用模造細貨類のいづれに分類されるかの判断に当たっては、同一インボイスで輸入される物品の性質、デザイン、最終包装形態、輸出入者の業種、価格及び単価の設定方法 (piece, dozen, gross 等) 等を勘案し、玩具であるかないかを判断するものとし、判断が困難な場合には、次のいづれかに該当するものを玩具として取り扱うものとする。</p> <p>(1) 及び (2) (省 略)</p> <p>(3) 飾石のセット状態が粗雑なもの（例えば、飾石のセット位置がずれているもの、接着剤がはみ出ているもの、飾石を固定させる爪が貧弱なもの及び飾石を固定していないもの）</p> <p>(4) その他デザイン、加工程度等からみて明らかに玩具と認められるもの（例えば、プラスチックの台に漫画の主人公等を印刷した絵を張り付けたもの、ネックレス用に穴を開けた飾石を使用している指輪、プラスチック部分に型のばりあとが残っているもの、金属の部分に鋳型のばりあとが残っているもの及びアルミニウムの帯を曲げて作ったもので圧延のすじが残っているもの又は切断面を仕上げてないもの）</p>	<p><u>すれに属するか明らかでない場合には、次の諸点を参考として第 95.03 項の人形と認定することとする。</u></p> <p>(a) (同 左)</p> <p><u>(b) 婦女子の専用として使用されるよう彩色したもの</u></p> <p>(c) (同 左)</p> <p><u>(d) 人体の大部分（象形化した手足を含む。）を模したもので上記 (a) ~ (c) に掲げる特徴を有するもの</u></p> <p>3. がん具と身辺用細貨類の分類基準</p> <p>がん具と身辺用細貨類の区分については、同一インボイスで輸入される物品の性質、デザイン、最終包装形態、輸出入者の業種、価格及び単価の設定方法 (piece, dozen, gross 等) 等を勘案し、がん具であるかないかを判定する。判定が困難な場合には、次のいづれかに該当するものをがん具として取り扱う。</p> <p>(1) 及び (2) (同 左)</p> <p>(3) 飾石のセット状態が粗雑なもの（例えば、飾石のセット位置がずれているもの、接着剤がはみ出ているもの、飾石を固定させるつめが貧弱なもの及び飾石を固定していないもの）</p> <p>(4) その他デザイン、加工程度等からみて明らかにがん具と認められるもの（例えば、プラスチックの台に漫画の主人公等を印刷した絵を張り付けたもの、ネックレス用に穴を開けた飾石を使用している指輪、プラスチック部分に型のばりあとが残っているもの、金属の部分に鋳型のばりあとが残っているもの及びアルミニウムの帯を曲げて作ったもので圧延のすじが残っているもの又は切断面を仕上げてないもの）</p>